

地域密着型金融の推進にかかる取組方針

1. 基本的な考え方

顧客や地域のニーズを適切に把握し、地域から必要とされる金融機関となることにより、長続きする取引基盤を醸成し、金庫経営の健全化に資する。

2. 地域密着型金融推進のための態勢

- (1) 身の丈にあった収益管理や IT の活用等を含めた態勢整備、「選択と集中」の徹底方策として
 - ア. 信用リスク管理の充実を図るために、信金中金の「SDB」及びしんきん共同事務センターの「信用格付」を利用して、信用リスクデータベースの蓄積及び自己査定の実施を図る。
 - イ. WEB - B 及び WEB - FB 等 IT の活用を図り、顧客の利便性の向上を図る。
- (2) 「地域密着型金融の推進に関する基本方針」を 19 年度上期中に策定し、ホームページ及びディスクロージャー誌に掲載する。
- (3) 「地域密着型金融の推進状況」について、ホームページ及びディスクロージャー誌に掲載する。
- (4) 利用者ニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を持った人材の育成・活用策として
 - ア. 審査管理部等主催による研修会及び各店 OJT 等の開催を積極的に行う。
 - イ. 各種講座への参加及び通信講座等の受講に積極的に参加する。
 - ウ. 銀行業務検定試験・全信協実務試験等の積極的受験をする。
- (5) 地方公共団体、商工会議所、商工会、事業再生の外部専門家等との連携を図るため
 - ア. コンサルタント会社、中小企業診断士協会、TKC 会員税理士等との連携を強化する。
 - イ. 深川市・深川商工会議所との意見交換会を年 1 回開催する。
 - ウ. 北空知商工会経営指導員協議会との意見交換会を年 1 回開催する。
 - エ. 深川市が主宰する「ふかがわ元気会議」に参加する。
- (6) 利用者からの評価を業務に適切に反映する態勢・整備策として
 - ア. 年 1 回「取引先利用満足度調査」を実施し、顧客の要望・評価を経営に反映するべく検討する。
 - イ. 苦情受付態勢の整備・充実を図る。

3. 地域密着型金融の具体的取組み

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化策として
 - ア. 本部審査管理部に企業再生支援専任者を 2 名配置し、改善対象先に対する支援を営業店と協力して実施する。

金融審議会報告書(19 年 4 月 5 日)抜粋

地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」(平成 15 年 3 月 27 日 金融審議会第二部会報告)で、その本質は「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取組むとともに中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」。

イ.中小企業診断士協会、コンサルタント会社及びTKC 会員税理士等と連携して、取引先企業への指導を強化する。

(2)事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底策として

ア.全道信金及び中小企業整備基盤機構のファンドに出資し、またファンドに参加する。

イ.担保・保証に過度に依存しない融資として、保証協会と連携した「ビジネスサポート」を積極的に取扱っていく。

ウ.保証協会と連携した「創業貸付」を積極的に取扱っていく。

エ.保証協会と連携した「売掛金又は棚卸資産」を担保とした融資を取扱っていく。

(3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

ア.深川市が主宰する「ふかがわ元気会議」の設立、活動に参加する。

イ.道内信用金庫が共同で「ビジネスマッチング」を開催する。

ウ.地域の若手経営者が主体の「異業種交流会」への助成継続及び活動を支援していく。

4.地域密着型金融の取組状況の公表等

(1)地域密着型金融に係る具体的取組の重点事項及び具体的目標について、ディスクロージャー誌及びホームページにて公表する。

(2) 地域密着型金融に係る具体的取組の重点事項及び具体的目標について、取組結果をディスクロージャー誌及びホームページにて公表する。

5.地域貢献等

身近な情報提供・経営指導等策として

(1)公的制度等の情報を適格に営業店を通じて顧客へ提供する。

(2)中小企業診断士協会、コンサルタント会社、TKC 会員税理士等と協力し、財務諸表の作成、経営指導等を積極的に行っていく。

(3)異業種交流会を活用して後継者育成、事業継承等に係る勉強会、検討を図っていく。

(4)顧客ニーズを踏まえた融資商品の開発を検討する。

(5)当金庫顧問弁護士による無料法律相談会の開催を行う。

(6)「すきやき隊」、「深川警察署との協定」を結び、地域貢献活動を積極的に行う。

6.総代会の機能向上等に向けた取組み

(1)「地区役員・総代懇談会」を定期的を開催する。

(2)管内地方公共団体財務担当者に年2回当金庫の内容等を説明する。

(3)総代会の仕組み、総代名等をディスクロージャー誌に掲載する。

(4)新規に出資会員になる顧客への「説明マニュアル」を制定する。

(5)総代以外の会員からの意見を聞き、経営等に反映するために「取引先利用満足度調査」を実施する。

(6)半期開示の充実に向けて、ディスクロージャー誌の開示項目の充実を図る。

7.信用リスク管理態勢の充実を図るため

- (1)不良債権比率を6%以下とする。
- (2)「信用リスク管理規程」を制定し、役職員への周知徹底を図る。
- (3)不動産担保評価の充実を図る。
- (4)信用格付等を利用した自己査定の充実を図る。

8.市場リスク管理態勢の充実を図るため

- (1)毎月ALM委員会、ALM本部役員会を開催し、状況を検証していく。
- (2)「市場リスク管理規程」を制定し、役職員への徹底を図る。

9.法令遵守等の徹底を図るため

- (1)営業店長を対象とした「コンプライアンス責任者研修」を実施する。
- (2)コンプライアンス遵守実施態勢の整備を図るため、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3)営業店から3ヶ月ごとに「コンプライアンス遵守状況報告書」の提出を受け、本部役員会及び理事会に報告する。

平成19年 9月 5日 制定